

12第15号・輸入注意事項12第8号)に定めるところにより特定包括輸出許可の申請を行った者についてはこの限りでない(なお、輸出令別表第1の1の項に係るものを除く。)

(5) 特定包括輸出許可に係る輸出(輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物に限る。)の1月から6月までの実績を7月末日までに、また7月から12月までの実績を翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。また、貨物の輸出の状況について、経済産業省から求めがあった場合は速やかに報告すること。

(6) 特定包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、輸出時から少なくとも、輸出令別表第1の1から4までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は7年間、輸出令別表第1の5から14までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は5年間保存すること。

(7) 特定包括輸出許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。

(8) 輸出管理内部規程の内容のうち、外為法等遵守事項に関連する部分に変更が生じたときは、1か月以内に経済産業大臣に報告すること。

(9) 核兵器等の開発等又はその他の軍事用途に用いられる場合、用いられるおそれがある場合又はその疑いのある場合には、次の表に定めるところに従い、その輸出に対して特定包括輸出許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届け出ることが必要とされる。

| | 用途 | | 核兵器等の開発等 | その他の軍事用途 |
|---------|---------------|--|----------|----------|
| | 仕向地 | | | |
| 用いられる場合 | 輸出令別表第3に掲げる地域 | | | |
| | 上記以外 | | 失効 | 失効 |

報告するときは様式第23により行うものとする。

1) 輸出者等概要・自己管理チェックリストの様式は、輸出管理内部規程の届出等について(平成17・02・23貿局第6号輸出注意事項17第9号)の様式3に定めるものとする。

2) 直近とは、輸出者等概要・自己管理チェックリストの各項目に定める期間とする。

3) 初めて包括許可を申請した者であって、その申請が5月1日から7月31日までに行われたものであるときは、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを同年に限り重ねて提出することを必要としない。

4) 2以上の包括許可を保有する者にあつては、保有する包括許可の数にかかわらず1通の提出のみとする。

1) 報告するときは、輸出管理内部規程の届出等について(平成17・02・23貿局第6号輸出注意事項17第9号)の様式4によるものとする。

2) 2以上の包括許可を保有する者にあつては、保有する包括許可の数にかかわらず1通の提出のみとする。

1) 「核兵器等の開発等」とは、核兵器、軍用の化学製剤又は細菌製剤、これらの散布のための装置、これらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が300キロメートル以上のものの開発、製造、使用又は貯蔵を指す。

「その他の軍事用途」とは、輸出令別表第1の1の項に該当する貨物(次に掲げるものを除く。)の開発、製造又は使用を指す(核兵器等の開発等に該当するものを除く。)

① 空気銃、散弾銃、ライフル銃、火縄式銃砲のいずれかであつて、スポーツ用又は狩猟用のもの

② 救命銃、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃